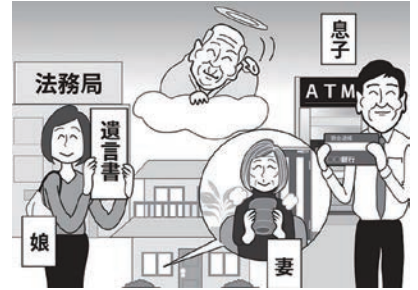


～40年ぶりの大改正！相続法改正が私たちに与える影響とは？～ 民法相続法改正のポイント

約40年ぶりに改正された相続法が2019年7月から本格施行されました。自筆証書遺言の要件緩和と保管制度、義父母の介護が報われる『特別の寄与』、配偶者の居住権の保護、故人の貯金の一部が引き出せる制度、遺産分割や遺留分制度に関する見直しなど、この改正が私たちの生活や事業(ビジネス)にどのような影響をもたらすのか…? 具体的事例を交えて分かりやすく解説いたします。

是非、この機会に皆様多数のご参加をお待ちしております。



日時

令和2年12月2日(水)
14:00～16:00

場所

酒田勤労者福祉センター 2階

定員

20名(定員になり次第締め切ります)

受講料

無 料

申込先

下記申込書に必要事項ご記入の上、FAXにてお申込み下さい。
酒田商工会議所 TEL 0234-22-9311
FAX 0234-22-9310

【主な講座内容】

- 民法相続法改正のポイント
(事例)改正前と改正後での変更点・ポイント 他
- 会社をどうする…? 誰に継がせる…?
後継者の選び方(親族・親族外の違い) 他
- 安心な老後のために、財産管理と相続対策
遺言とエンディングノート、私の優先順位は? 他



講師

中島典子税理士事務所 代表・財務コンサルタント 税理士

中島 典子 (なかじま のりこ) 氏

《プロフィール》

大学在学中に専門学校との"ダブルスクール"をスタートし税理士を志す。20代で税理士・社会保険労務士試験合格後、大手外資系会計事務所のTAX(税務部門)に入社。主に国内税務を中心に法人・個人の申告業務、富裕層の相続業務等に携わる。独立後、オーナー経営者や個人事業主の税務、社会保険、生命保険・損害保険のリスクマネジメント業務、相続・生前贈与に関する相談・申告業務を行う。ファイナンシャル・プランナー資格取得後、執筆を開始。現在は税理士・社会保険労務士業務の傍ら、FP関連書等の執筆、個別相談業務、講座講師、子どもからシニアまでの金融・金銭教育活動に取り組んでいる。

12/2(水)開催「民法相続法改正のポイント」セミナー受講申込書 ※このままA4サイズでFAXして下さい。

FAX 0234-22-9310 酒田商工会議所 行

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名			

※ご記入いただいた個人情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用する他、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

注意事項

- ①会場では感染対策を万全に取って開催いたします。
- ②参加者はマスク着用をお願いいたします。
- ③アルコール消毒にご協力をお願いいたします。
- ④当日に発熱や咳がでる方の参加はお控え下さい。
- ⑤感染拡大状況によってはオンラインセミナーに変更する場合がございます。